

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒640-8331

住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1

氏名 和歌山ノーキョー食品工業株式会社

代表取締役社長 竹中 英起

電話番号 0476-93-8541 (千葉工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県富里市立沢新田字南太木172-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

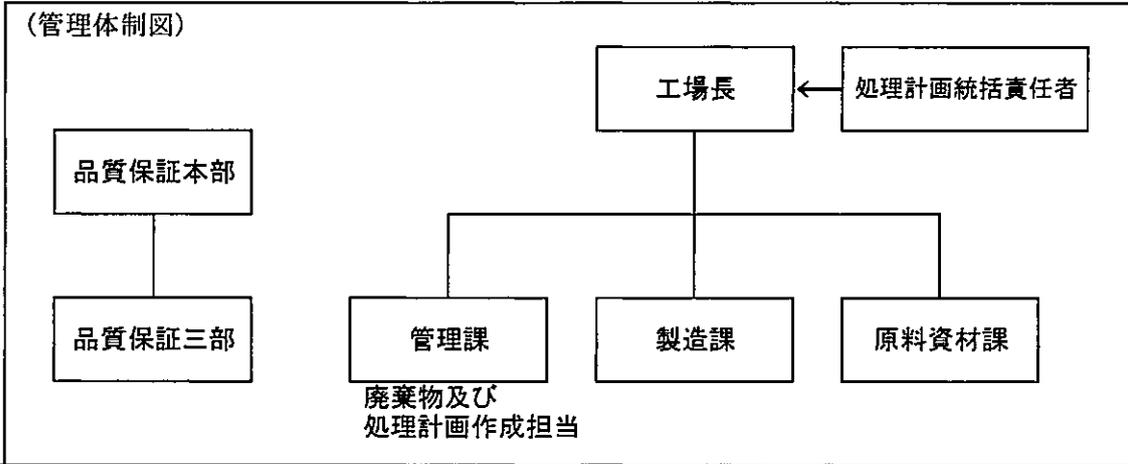
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：飲料・たばこ・飼料製造業		
② 事業の規模	令和4年度 販売金額 6,090,776千円		
③ 従業員数	255名（正社員67名、協力会社・その他188名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	可燃性工場雑芥 (紙屑等々) ↓ 自社中間処理 (自社施設で焼却) ↓ 燃え殻・ばいじん ↓ 委託処理 (最終処分)	工場排水 ↓ 汚泥(工業汚泥) ↓ 自社中間処理 (自社施設にて脱水) (自社施設にて乾燥) ↓ 売却	各製造及び管理工程、 施設管理等 ↓ 廃酸(原料等) 廃プラスチック類 動植物性残さ(茶粕) 廃油・ガラス等 金属屑・がれき等 ↓ 委託処理(最終処分)

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) *別紙1参照		
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	—
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) *別紙1参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 段ボール、ペットボトル、キャップ、PPフィルムなどのリサイクル品の分別の取組を徹底している。薬品等の容器は、食品安全及び環境に配慮し、専用の容器入れで管理を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 昨年度と同様に社員のリサイクル意識を高めて、引き続き分別の徹底をしていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	123.76 t	— t
	（これまでに実施した取組） 汚泥を乾燥させ、乾燥汚泥（乾燥菌体）を有価物として売却している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	120 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、乾燥汚泥の売却を行う。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	7454.74 t	— t
（これまでに実施した取組） 処理設備（汚泥脱水機・汚泥乾燥機）の定期的な点検・整備を実施し設備の維持管理を行なった。 設備の運転については含水率等に注意しながら適切な運転管理を行なった。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	7500 t	— t
（今後実施する予定の取組） 引き続き、設備の定期的な点検・整備を実施し適切な運転管理を行ない円滑に汚泥の処理を進める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 引続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
（これまでに実施した取組） *別紙2参照			

②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) *別紙2参照		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【 前年度（令和4年度）実績 】										
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥	廃酸	ばいじん	廃プラスチック	混合廃棄物	がれき類	動植物性残さ(茶粕)	廃油	ガラス
	排出量	4.95 t	7578.5 t	0 t	0 t	16.82 t	0 t	0 t	2766.86 t	0.41 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 排出の際に各部署で廃棄物の分別を徹底させた ・ 焼却設備や汚泥処理設備の定期的な点検・整備と適切な運転管理を行なった										
② 計画	【 目標 】										
	産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥	廃酸	ばいじん	廃プラスチック	混合廃棄物	がれき類	動植物性残さ(茶粕)	廃油	ガラス
	排出量	10 t	7620 t	0 t	1 t	16 t	0 t	0 t	2800 t	0.5 t	0.3 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 事業の拡大に伴う廃棄物の増加が懸念されるが引き続きリサイクル品の分別の強化を継続的に実施し、産業廃棄物の排出量削減に取り組む ・ 引き続き、焼却設備や汚泥処理設備の定期的な点検・整備と適切な運転管理に取り組む										

別紙2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【 前年度（令和4年度）実績 】										
産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥	廃酸	ばいじん	廃プラスチック	混合廃棄物	がれき類	動植物性残さ(茶粕)	廃油	ガラス
全処理委託量	4.95 t	0 t	0 t	0 t	16.82 t	0 t	0 t	2766.86 t	0.41 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	4.95 t	- t	- t	- t	16.63 t	- t	- t	0 t	0 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物の処理業者の状況視察がコロナ禍の影響で十分に実施出来なかったので産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理及び委託処理業者への口頭確認を強化した ・排出の際に各部署で廃棄物の分別を徹底させる										
【 目標 】										
産業廃棄物の種類	燃え殻(焼却灰)	汚泥	廃酸	ばいじん	廃プラスチック	混合廃棄物	がれき類	動植物性残さ(茶粕)	廃油	ガラス
全処理委託量	10 t	0 t	0 t	1 t	16 t	0 t	0 t	2800 t	0.5 t	0.3 t
優良認定処理業者への処理委託量	10 t	- t	- t	1 t	16 t	- t	- t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・コロナ感染予防施策が緩和されてきたので、産業廃棄物処理業者の施設において適切な処理が行われているかの定期的な視察を再開し処分状況を確認する ・引き続き、排出の際に各部署で廃棄物の分別を徹底させる										

① 現状

② 計画